

## 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案骨子案

### 1. 改正の目的

社会の変化や技術革新に対応し、教師としての資質能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成大学・学部や教職大学院においては、多様な教職員集団の中で中核となる高度専門職業人としての教師を養成することが期待されている。

中教審『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」においては、「理論と実践を往還させた省察力による学びのデザイン等を強みとする教職大学院と学部との一層の連携強化を推進することが重要であり、とりわけ、高度専門職業人としての教師養成が求められている中であって、学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位数等を勘案して、教職大学院入学後の在学年限を短縮できるよう制度改正を検討することが必要である」とされたところであり、同答申を踏まえた取組を進める必要がある。

このため、教職大学院入学前に科目等履修生として教職大学院で単位を修得した場合に、在学年限を短縮することを可能とするため、専門職大学院設置基準の所要の改正を行う。

【参考】令和3年10月には、高校生を含む大学入学資格を有さない者が科目等履修生として修得した単位についても、大学入学後の単位認定のみならず、当該単位を修得した大学に入学した場合に、修業年限の通算を可能とするための制度改正が行われている。

### 2. 改正の内容

専門職大学院設置基準第30条を改正し、教職大学院においては、単位修得時における大学院の入学資格の有無に関わらず、教職大学院入学前に大学院において修得した単位数等を勘案して在学年限を短縮することを可能とする。

### 3. 施行期日

公布の日とする。